

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26770259

研究課題名（和文）14-15世紀イタリア都市における「政治」の拡大と司法

研究課題名（英文）The Expansion of "Politics" and justice in the Late Medieval Lucca

研究代表者

中谷 惣 (NAKAYA, So)

信州大学・学術研究院教育学系・助教

研究者番号：10623390

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、恩赦と例外的司法という中世イタリア都市の「政治」の拡大を特徴づける現象について、14世紀ルッカを事例としてその具体像を明らかにすることであった。ルッカ国立文書館に赴き、裁判記録や議会議事録、命令集の調査、収集、分析を実施した。その結果、シニョーレの統治政策と類似しつつも異なる寡頭制共和制に特有の統治政策の実態が明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This study aims to explore the aspects and characters of an Italian Republic state, Lucca, in the 14th century, while concentrating on the gratia and exceptional justice that indicated the expansion of "politics". By examining the court records, registers of the city council and the collection of the decrees which were conserved in Archive of State in Lucca, I revealed the specific politics of the medieval Republic states differed from those of seigniorial states.

研究分野：イタリア中世史

キーワード：コムーネ 司法

1. 研究開始当初の背景

本研究は、「下から」の実践による公権力の構築という視角から、寡頭政期イタリアで見られる司法分野への「政治」の拡大という現象に注目し、14、15世紀のイタリア都市の特質を動態的に明らかにするものである。

(1) 「下から」の実践による公権力の構築

中近世ヨーロッパ都市は、ウェーバー以来、アプリオリに設定された近代国家制度への遡及的視点に強く規定されて研究されてきた。しかし、近年の中近世ヨーロッパの国家形成に関する研究では、近代国家への理念的発展ではなく、社会との密な相互交渉を通して複雑に進展する中近世の国家・社会像が検討対象とされている。紛争史研究の成果や社会的規律化の議論を受けて進められている近年の司法史研究も、司法や国家の自律的発展ではなく、社会での私的な紛争実践（報復や仲裁）と相互作用の中で形成される公的司法の姿、いわば「下から」の作用によって機能し、変容する司法や国家の姿が検討されている。これまでの自身の研究も、コムネ（イタリア中世都市）の公的司法が人びとの実践によって活気づけられ、変容していった様子を裁判記録や議会議事録を基に明らかにしたものであった。

(2) 寡頭政期の「政治」の拡大

14世紀イタリア都市の場合、「下から」の実践によって作り上げられる公権力にどのような特徴が見出せるのか。近年の研究は、14世紀において少数の支配家系が権力を握る寡頭制や、一人の支配者による単独支配（シニョリア制）への移行という背景のもと、統治実践において大きな変化が生じていたことを指摘する。12、13世紀においては学識ローマ法学者の影響力が絶大な中で、司法だけでなく議会に対しても実定法や法の形式の重要性が共有され、それが統治の正当化の原理となっていた。これに対し14世紀には、実定法による正当化は影をひそめ、「必要性」や「有益性」、そして高次の法としての自然法や共通善の概念に依拠して、実定法を逸脱した政策が行われるようになる。そしてこの時、実定法に厳格に基づく司法の領域にも、政治権力がたびたび介入するようになる。つまり14世紀に特有の現象として、実定法に基づく正義から、政治的につくり出される自由裁量に基づく正義へという変化、そして政治権力による司法への介入という二つの変化があったのである。

(3) これまでの研究

これまでの研究代表者の研究では、上記の寡頭制期の「政治」の拡大の具体例として、14世紀ルッカの恩赦に焦点を絞って研究を進めてきた。そこでは14世紀に共和政ルッカでも恩赦が行われるようになっていたことが明らかになっている。さらに、恩赦が有

罪判決を受けた市民からの訴えに応じて出され、その繰り返しによって制度化されていた点も明らかにされている。つまり、嘆願という「下から」の実践が、恩赦という実定法ではなく自由裁量に基づく措置をもたらし、公権力内部での「政治」の拡大の一つの契機となっていたのである。

2. 研究の目的

本研究は、人びとの実践による公権力の創造的構築という視角と、イタリア都市の寡頭政期における公権力内部での「政治」の拡大の現象を軸として、次の3つの課題に則してこれまでの研究を発展させるものである。いずれも「政治」の拡大の具体像と現実を描き出すことを課題としている。

第一の課題は、司法分野での「政治」の拡大を特徴づける現象として、恩赦と並んで見られる、例外的司法の分析である。例外的司法とは、特定の事案について特定の期間、政府より許可を受けた裁判官が、通常裁判とは異なる手続きや判定（量刑判断）を行うというものである。それゆえ恩赦が裁判後の司法決定への政治介入であるとすれば、例外的司法は、裁判前や裁判中の司法への政治介入といえる。

第二の課題は、寡頭的共和政下での恩赦政策と、シニョリア制下でのそれとを比較することである。ルッカでは1400年からパオロ・グイニージによるシニョリア支配がはじまる。両体制下に共通してみられる統治政策たる恩赦を比較検討することで、従来の寡頭的共和制とシニョリア制との表面的な対置を乗り越えることが目的である。

第三の課題は、政治的司法について、ルッカの事例をイタリア中世都市の広い文脈の中に位置づけるべく、他都市の「政治」の拡大のあり方について比較検討することである。特にルッカと同じ寡頭的共和政にあった14世紀のフィレンツェやシエナなどを研究対象とする。

3. 研究の方法

本研究は、ルッカを中心とする各都市の文書館における未刊行の裁判記録簿、議会議事録、布告集、都市条例等の分析を中心に進めた。各年、2週間程度、現地文書館で史料調査を行い、また史料を写真データの形で持ち帰り、日本でも一次史料に基づく研究を進めた。

平成26年度には、例外的司法の分野を考察するため、1330年から1342年までの外国人領主支配、1342年から1370年までのピサの支配、1370年から1400年までの独立後の共和国時代の3つの時期について、議会議事録に基づいて政治権力がどのように裁判官に「自由」を付与していたのかを検討した。また「自由」を手にした裁判官による実際の例外的司法のありようを裁判記録から検討した。

平成 27 年度には、1401 年からのパオロ・グイニージによる布告などを基に、シニョーレ支配下での恩赦を分析し、共和政時代の恩赦と比較することでそれぞれの時代の統治実践、統治理念について検討した。

平成 28 年度には、フィレンツェやシエナでの恩赦や例外的司法の政策について検討し、ルッカとの比較を行った。ルッカやフィレンツェの文書館での史料調査のほか、カリアリ大学のタンツィーニ教授とのディスカッションを通して、各都市の統治政策の特徴や共通性について理解を深めた。

4. 研究成果

(1) 例外的司法について

ルッカ国立文書館所蔵の議会議事録および裁判記録の分析から、14 世紀ルッカにおける例外的司法の導入と発展の過程が明らかになった。

14 世紀ルッカにおける例外的司法の史料上の初出は、1342 年のピサ支配直後にピサからルッカ支配を委託された保護長スケラットの活動においてであった。彼は新たな統治体制への移行期の混乱という「危機」を收拾させるために、ピサとルッカの政府から完全な自由を与えられ、追放者の財産などに関する裁判権を行使した。

スケラットによる例外的司法の経験は、1350 年代から 60 年代にルッカの領域部の治安維持を担ったバルジェッロに引き継がれた。バルジェッロは、領域の治安悪化という「危機」に対処すべく、ルッカの執政府から暗黙の「自由」を与えられ活動にあたった。ただ、バルジェッロに与えられた「自由」は執政府がいつでも回収できるもので、スケラットに与えられた完全な自由とは性格を異にしていた。

続く共和国時代(1372 年から)には、共和国の独立維持を最重要課題とし、それに対する「危機」への対処のため、執政府は伝統的な司法官たるポデスタに「自由」を与え、強力な治安維持を行わせていた。ここでも司法官に与えられた「自由」は特定の案件と時期を指定されていたもので、ポデスタが 13 世紀に持っていた完全な自由とは異なり、政治権力が司法権力を従えた結果であった。

スケラット、バルジェッロ、ポデスタという 3 つの時期の例外的司法を考察することで、例外的司法とは、政治権力が認識した「危機」への対処のために持ち出されるものであったこと、そしてこうして導入された例外的司法の経験はその後の政策に引き継がれながら発展していたことが明らかになった。

以上の内容は、『訴える人びと イタリア中世都市の司法と政治』(名古屋大学出版会、2016 年)の第 9 章「例外的司法に見るコムーネと正義」で公表されている。

(2) 寡頭的共和制とシニョリーア制

パオロ・グイニージの命令集の分析から、

シニョーレによる恩赦の特徴を検討した結果、恩赦という同一の政策を行っていた両体制の性格の差異が明らかになった。

パオロの恩赦は、共和制期の恩赦に見られた議会での助言や評決といったプロセスを一切経ずになされていた。また、動機に関しても、嘆願の内容の記述はなく、ただ「多くの人にシニョーレの気前良さが認められるように」とのみ記されていた。

シニョーレによる恩赦政策を検討した後、共和政ルッカの恩赦政策を見ると、その特徴がはっきりと浮かび上がる。そこでは恩赦を与える手続きとして評議会での審議と評決があり、また恩赦を付与することの正当化の論理として、当事者からの嘆願や、危機の状況が声高に持ち出されていた。

ここからは恩赦を与える権力の源泉が、個人にあるのか、市民から構成される「コムーネ」の代理たる執政府にあるのかという違いを見ることが出来る。本来の共和制的原理とは相いれない恩赦を行うルッカの執政府であったが、そこでも共和制の枠内における「正義」のあり方が刻み込まれていると言える。

なお上記の成果は『訴える人びと』の第 8 章「恩赦に見るコムーネと正義」で公表されている。

(3) 他都市との比較

同時代のフィレンツェやシエナの議会について検討すると、同じく恩赦や例外的司法が行われていたことが明らかとなった。フィレンツェにおいてはルッカと同じ 1350 年代から 60 年代にかけて個別恩赦が行われ、また 1370 年代以降には、共和国の「危機」を持ち出した例外的司法が行われるようになっていた。

こうした寡頭的共和制の諸都市間での政策の共通性という点でさらに興味深いのは、人文主義者であり公証人であるコルッチョ・サルターティが 14 世紀後半にルッカとフィレンツェの執政府の書記官長を務めていた事実である。彼が両都市の議会議事録において執政府の例外的政策をレトリックを用いて正当化していたのである。この事実は、執政府の活動と書記官との関係、「政治」の拡大における人文主義者の影響など今後の多様な論点を喚起するものである。

この成果は、『訴える人びと』の第 8 章、第 9 章および史料論を扱った第 3 章「史料と史料論」において公表している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

So NAKAYA, "Organization and Use of Archival Records" in *Medieval Lucca*

and Bologna, in Journal of Western Medieval History, 38, 2016, pp. 95-119.

中谷惣「イタリア中世都市の文書庫」『歴史評論』783号、2015年、67-77頁。

〔学会発表〕(計5件)

So NAKAYA, "Organization and Use of Archival Records in Medieval Lucca, the 9th Korean-Japanese Symposium on Medieval History of Europe (Archives and Records of Medieval Europe), 2 May- 3 May 2016, Seoul.

中谷惣「中世イタリアにおける司法原理の転換 法形式主義から自由裁量へ」(法制史学会近畿部会、関西中世史研究会、京都大学、2015年9月19日)

中谷惣「例外的司法、治安維持、政治の拡大 14世紀後半のルッカより」(イタリア中近世史研究会、箱根、2015年8月11日)

中谷惣「12世紀から14世紀のコムーネと司法の見方 近年の研究より」(イタリア中近世史研究会、有馬、2014年8月4日)

中谷惣「イタリア中世都市の文書管理人」(古文書研究会、追手門大学、2014年5月31日)

〔図書〕(計2件)

中谷惣『訴える人びと イタリア中世都市の司法と政治』名古屋大学出版会、2016年、1-530頁。

中谷惣「第7章イタリアの都市社会」藤内哲也編『はじめて学ぶイタリアの歴史と文化』ミネルヴァ書房、2016年、188-211頁。

〔その他〕

ホームページ等

<https://sonakaya.jimdo.com/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中谷 惣 (NAKAYA, So)
信州大学・学術研究院教育学系・助教
研究者番号：10623390